



特集①

特集① 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて

愛知・名古屋での生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催が、いよいよ1年4ヶ月後の来年10月に迫ってきました。

COP10の開催期間は約3週間、参加者は191の国と地域から約1万人が想定され、その規模は平成9年(1997年)に京都で開催された気候変動枠組条約COP3をはるかに凌ぎ、日本で開催される国際会議としてはかつてないものになります。

また、COP10が世界の注目を集めることから、中部地方の生物多様性の現状や環境保全活動を行うNGO、企業、自治体、学術分野などの各主体が世界に向

けて情報発信をする絶好の機会となります。何よりも 重要なことは、より多くの市民の皆さんに生物多様性 の保全とその持続可能な利用に関心を持ち、行動して

いただくきっかけになるこ とです。

そこで、生物多様性やCOP10についての理解を深めてもらうためのコラムや、中部地方におけるCOP10に向けた動きを毎号特集していきます。



COP10の会場となる 名古屋国際会議場

Y

COP10に向けた動き

「COP10あいち・なごや開催計画」まとまる

生物多様性条約第10回締約国会議支援実行委員会(COP10支援実行委員会)が、本年3月に「COP10あいち・なごや開催計画」を取りまとめました。

COP10の開催に当たり、地元として支援を行う内容や、多様な主体の参画方法についての考え方を示したもので、COP10開催期間中に市民が参加できる連携・交流の場についての説明もあります。計画はCOP10支援実行委員会ホームページからダウンロードできます(http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/index.html)。

NGO・NPOの動き ~生物多様性条約市民ネットワーク設立~

本年1月に、生物多様性条約市民ネットワークが名 古屋市で設立されました。これは自然保護、環境保全 などの活動を行う全国規模の団体と地元団体が集まっ た、NGO・NPOの全国ネットワークです。

生物多様性条約の締約国会議では、NGO・NPOの参加が重要視されます。COP10には、政府をはじめ、自治体、企業、学術分野など様々な主体が関係するので、NGO・NPOも連携して意見をまとめ、COP10に声を届ける必要があります。生物多様性条約市民ネットワークは、市民の声を提言としてまとめたり、情報発信をする組織として、今後の活動が期待されます。



中部地方環境事務所の取り組み

「COP10推進チーム」を設置しました

中部地方環境事務所では、COP10に向けて、地元 自治体や市民団体、企業などと連携を深め気運の向上 を図るとともに、生物多様性保全施策の推進や普及啓 発活動の実施により「生物多様性」を中部地方全体にわ たり広く浸透させていきたいと考えています。 これらの業務の展開や関係団体との連絡調整などを効果的に進めるため、当事務所内に「COP10推進チーム」を設置しました。今後はこの推進チームを中心に、事務所が一丸となって生物多様性の施策に取り組みます。

平成21年「国際生物多様性の日」について 🛶 🛶

毎年5月22日は「国際生物多様性の日」です。これに

トークセッションの様子

ちなみ、5月22日~24日 の3日間、名古屋市で国際 生物多様性の日記念イベントが開催されました(主催: COP10支援実行委員会、 共催:中部地方環境事務所)。 中部地方環境事務所では、

ぬり絵やスタンプなどで

生き物がにぎわう地域づくりをするコーナーなどを設けて生物多様性について理解を深めてもらうとともに、6月の環境月間を前に地球温暖化の防止や循環型社会に向けた取り組みなどをわかりやすく解説したブースを出展しました。



中部地方環境事務所の出展ブース

生物多様性





COP10って何するの? ~開催期間中の様子をシミュレーション~

COP10本会議場は名古屋国際会議場です。会議期 間中、191の国と地域の代表者や国際機関、NGOなど が連日COP10のテーマごとの合意事項である「決議」 (Decision)を取りまとめるため、議論します。

特に、СОР10では生物多様性の保全に向けた各国共 通の目標設定や、遺伝子資源へのアクセスや利益分配など の国際的な枠組みの構築などの重要なテーマが予定されて おり、白熱した議論が予想されます。

191もの国と地域が参加し、先進国と開発途上国という



2008年にドイツで開催された COP9の様子

対立軸以外にも多様な利害関 係があり、いかに具体的な合 意にたどり着けるかが課題で す。開催国であり、議長とな る日本の手腕が問われます。

COP10では、今後の国際 社会の生物多様性保全と持 続可能な利用について、具体 的な方向性が打ち出されることとなり、大変重要な会議と なります。

他方、会議場の外(名古屋の街中)ではどのようなことが 行われるのでしょうか。COP10の関連イベントが国際 会議場脇の「白鳥地区」、「栄地区(栄オアシス21)」、「愛・地 球博記念公園」の3か所で開催されます。ここでは、各国 政府、自治体、国際機関、NGO、学術団体、企業などの各 団体がブースを設けて情報発信を行うほか、外国と日本と の交流が行われます。

COP10は3週間もの長期 間にわたるので休日を挟みま す。この休日を中心として、C O P10の参加者が中部地方各 地の自然、生物多様性保全や 持続可能な利用の現場を視察 するエクスカーションも実施 される予定です。



COP9関連イベントの様子







パンフレット

「中部地方の生物多様性~ くらしに身近な生物多様性とその保全~」

中部地方環境事務所では、中部地方の生物多様性と その保全の重要性について一般の方々の理解を深めて もらうことを目的とするパンフレットを作成しました。 中部地方に特有の景観、動植物、暮らしの身近な素材 などを用いて、生物多様性について分かりやすく解説 したものです。

中部地方環境事務所ホーム $\sim - \mathcal{I}(\text{http://chubu.env.go.jp/})$ nature/mat/m_3.html) からダウ ンロードができます。また、お 問い合わせいただければ、郵送 などでお送りします(送料は実 費をご負担願います)。



食べ物と生物多様性

私たちの食べ物は、生物多 様性に大きく依存しています。

たとえば、名古屋名物「味 噌カツ」は、豚肉、小麦粉、パ ン粉、卵、味噌、鰹出汁、砂糖 ・・・などの材料から作られて



います。そのひとつひとつをみてみると、豚が育つ には餌となる穀物が必要で、味噌作りには大豆のほ か、微生物の発酵が欠かせません。微生物の発酵は その土地の気候や風土によって異なります。

このように、私たちは多くの生き物の恩恵を受け て生きていますが、その生き物は他の生き物とのつ ながりや自然環境との関係の中で生きているのです。 毎日の食事にどんな生物が関わっているのか、少

し考えてみませんか。

生物多様性を体験するオススメの場所~藤前干潟~

藤前干潟(表紙写真)では、季節ごとにたくさんの渡り鳥 を観察することができる上に、潮の満ち引きに応じて、多

様な生物の営みを観察すること ができます。 直接目に触れる鳥や魚、貝、カ

二などから、プランクトンや私た ちの家庭から流れる排水までもが、 この干潟の生態系の中で密接につ ながっており、多くの生物にとっ て重要な場所となっています。

中部地方環境事務所では、藤前 干潟を生物多様性の観点で解説 した冊子「くらしといのちをつなぐ翔橋 藤前干潟」を作成 しました。

藤前干潟の魅力を知り、「生物多様性」を実際に体感して みませんか。



稲永ビジターセンター

〒455-0845 名古屋市港区野跡4-11-2 名古屋駅→(あおなみ線:20分)野跡駅 →徒歩(10分)



藤前活動センター

〒455-0855 名古屋市港区藤前2-202 名古屋駅→(三重交通バス:40分)バス 停:南陽町藤前→徒歩(15分)

「緑の経済と社会の変革」を取りまとめました



環境を切り口とした経済・社会構造 の変革を通じて、あるべき日本の姿を 提示し、活力ある日本を取り戻すきつ かけとするものとして、斉藤鉄夫環境 大臣は4月20日に「緑の経済と社会の 変革」を取りまとめました。

その具体的な施策について、以下の6 つの柱に沿ってご紹介します。

緑の消費の変革

- ・エコポイントの活用により省エネ家電 への一斉買い換えを促進
- ・次世代省エネ住宅・ビルの建設などへ の支援を実施
- ・次世代自動車などの 購入費用を支援

ф

・バイオ燃料供給の ために必要な設備 や急速充電設備の 普及を促進 など



名古屋市燃料電池自動車 「エコ・MY・カー」

緑のアジアへの貢献

- ・アジア・太平洋の途上国での環境対策の 進展のため、国際環境協力を展開
- ・アジアの都市などから数カ所の環境モデ ル都市を選定し、集中的に支援
- ・浄化槽やし尿処理施設など日本のし尿処

理システムの 普及を促進

・ 東アジアを中 心とした重要 サンゴ礁ネット ワーク戦略の





「北東アジア環境パートナー ズフォーラムinとやま」の開催 (平成19年12月)

緑の社会資本への変革

- ・公共施設に太陽光発電を設置し環境教育を 実施
- ·歩行空間、自転車利用環境、LRT(注)などの 「次世代交通インフラ」を整備
- ・漂流・漂着ゴミ地域連携対策を推進
- ・里川地域での水環境改善と地域の水文化 復活への取り組みを推進

緑の投資の変革

・カーボン・オフセットのルールの策定や普及

・コミュニティファンドなどによる環境プロジェ

・排出量取引の試行実施を着実に運営

啓発、相談支援などを実施

クトへ投資を促進

・廃小型家電など

からのレアメタル

の適正かつ効果

的なリサイクルシ

ステムの構築を

促進 など

・カーボンフットプリント制度を推進

る森林の整備・保 全を推進 など ^(注) Light Rail Transit: 都市内の道路交通渋滞緩和 と環境問題の解消を図るた 太陽光市民共同発電で搭 めに導入が進められている

新しい軌道系交通システム

CO₂の吸収源であ



載した太陽光パネル (飯田市立鼎保育園)

緑の技術革新

・地域グリーンニューディール基金の創設な

・電動アシスト自転車などの活用を含めた持続

可能なコミュニティサイクルシステムを導入

・生物多様性の視点から里地里山の保全方

策を検討し、地域コミュニティによる取り組

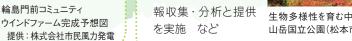
どにより環境保全型の地域づくりを支援

- ・高効率で火力発電の発電コスト並みの低コ ストの革新的太陽電池を開発
- ・中小水力発電などの再生可能エネルギー 技術や省エネ冷凍空調機器などの省エネ 技術を開発・実証
- ・自然生態系や都市生活などの幅広い分野 において、気候変動の影響の詳細な予測・ 評価を実施
- · 生物多様性条約第 10回締約国会議(C OP10) に向けた情



ススキの刈取り(勝山市)

生物多様性を育む中部 山岳国立公園(松本市)



みを促進

・リペア・リユース・リ

サイクルについて、

地域に根ざしたコ

ミュニティビジネス

の先進事例の事業

支援を実施 など

これらの施策を実行に移すことで、2020年までに、環境ビジネスの市場規模が70兆円 から120兆円に、雇用規模が140万人から280万人に、それぞれ拡大することが期待され ています。

更に詳しく知りたい方は、環境省ホームページ(http://www.env.go.jp/guide/info/gnd/) をご覧ください。

6月は環境月間です

環境省の主唱により環境の日(6月5日)を含む6月の1か月間を 「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われます。



環境の日は、1972年6 月5日からストックホルム で開催された「国連人間 環境会議」を記念して定 められたもので、6月5日 を「世界環境デー」として おり、日本では「環境基本 法」において「環境の日」 と定めています。

様々な環境行事に是非 参加していただき、環境 のことを考える一つのきっ かけを作ってみませんか。

『平成21年版 環境白書』が公表されました

6月2日に『平成21年版 環境白書(環境・循環型社会・生 物多様性白書)』が閣議決定され、公表されました。 今年の白 書では、生物多様性基本法が制定された後、初めての白書であ り、新たに「生物多様性の保全及び持続可能な利用」が環境の 保全・循環型社会の形成といった柱に加わり、3本柱の構成と なりました。

今年の白書では「地球環境の健全な一部となる経済への転 換」をテーマとして環境と経済が持続的に発展する社会を作る 新しい環境経済対策の在り方について訴えるとともに、循環型 社会白書では「3Rを組み込んだ新しい経済の姿」を、生物多様 性白書では「私たちのいのちと暮らしを支える生物多様性」をポ イントとして記述しています。

『環境白書』には、環境に関する最新の情報や施策が記載さ れています。一般の書店でも販売されますので、是非ご覧くだ さい。

ローカルチャレシジinすゅうぶ

富山県

富山県の環境政策について 一環境先端県を目指して一

富山県は、「名水百選」に全国最多の8件が選定され るなど、豊かな水と緑に恵まれ、素晴らしい環境を



数々の公害が問題となった時 期があり、それらを克服して きた歴史があります。こうし た環境のもと、本県では、全 国に先駆けた環境保全の取り

誇っていますが、過去には

組みを数多く実施しています。 一つには、「森づくり条例」を制定し、新たに「水と緑 の森づくり税」を導入するなど、県民総参加で豊かな 森づくりを先駆的に進めています。また、こうした先 端的な取り組みが認められ、日本で初めて国際水文地 質学会が、世界55カ国約500人の専門家を迎え本県で 開催され、同学会の「富山宣言」で本県の地下水保全や

また、平成20年4月から全国で初めて、県内全域で レジ袋の無料配布を廃止しており、マイバッグ持参率 は92%と高い水準となっています。県民の真摯な取 り組みは、全国的に注目され、本県に続き9県で実施 されるなど全国にも広がり、今年は本県の先端的な取 り組みを全国に発信するフォーラムを環境省と共同し

立山砂防が国際的に高い評価をいただいています。

て開催することとしています。

地球温暖化対策については、中小企業の省エネを促 進する「省エネ鑑定団」の実施、エコドライブ講習会や コンテストの開催、県営では全国2番目となる農業用 水を利用した小水力発電所の建設、ソーラー船の運航、 公用電気自動車の率先導入など、幅広い分野で実効性 のある取り組みを充実しています。

国際環境協力では、平成19年に日中韓三カ国環境大 臣会合が地方都市では初めて富山で開催されましたが、 この会合に併せ、北東アジア環境パートナーズフォー ラムを開催、国際協力の具体策を盛り込んだ「とやま 宣言」を採択し、3カ国の大臣から高く評価されました。

この宣言に基づき、黄砂の広域 モニタリング(5カ国11自治体 が参加)や環境体験プログラム (4カ国8自治体から約100名の 中高生が参加)などに取り組ん でいます。



環境体験プログラム(油の除去活動)

今後とも、環日本海地域をリードする「環境先端県」 を目指して、県民と力を合わせて各種施策に取り組ん でいきます。

富山県生活環境文化部環境政策課 ☎076-444-3141

富山市

コンパクトシティ戦略によるCO2削減計画

富山市は、2008年7月に内閣府から「環境モデル都 市」に選定されたことを受けて、『公共交通を軸とした コンパクトなまちづくり』を基本方針とする、地球温 暖化防止に向けた各種施策のロードマップ等、CO₂排 出量を大幅に削減するための「富山市環境モデル都市 行動計画」を策定しています。

この計画では、「公共交通の活性化の推進」「中心市街 地や公共交通沿線への機能集積の推進」「コンパクトな まちづくりと一体となったエコライフの推進「コン パクトなまちづくりと一体となったエコ企業活動の 推進」の4つの取り組みの方針を掲げ、富山市全体の CO₂排出量を基準年(2005年)比で、2030年に30%、 2050年に50%削減することを目指しています。



市内路面電車の環状線化(イメージ)

本計画に基づく主な取り組 みでは、公共交通の活性化の 推進として、市内路面電車の 環状線化を行います。公共交 通の利便性と魅力を高めるこ とにより、公共交通の利用促

進を図ります。

また、中心市街地や公共交通沿線への機能集積の推 進を図るため、まちなか・公共交通沿線居住推進事業

を実施し、対象地域において住宅の取得等に対する支 援を行います。

さらに、会員自動貸し出し型のコミュニティサイク ルを導入し中心市街地における回遊性を強化するとと もに、自動車利用から自転車や徒歩へ移動手段の転換 を促す等、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換 を推進します。

昨年6月に立ち上げた、市民 や企業が自主的に創意工夫型 の温暖化防止行動と、その目標 を掲げる「チーム富山市」の取 り組みを継続・推進し、官民-体となった総参加型のCO。削減 行動を行います。



「チーム富山市」のキックオフイベント

今後、富山市では、各種取り組みの進捗状況等につ いて適切にフォローアップを行いながら、この行動計 画を着実に実施していきます。

なお、計画の本文は富山市ホームページにおいて閲 覧ができます。

http://www.city.toyama.toyama.jp/division/

kankyou/kankyouseisaku/index.htm

富山市環境部環境政策課 ☎076-443-2053

●+■⇒★▼● パートナーシップがつくる地域の未来!

エコライフ推進プロジェクトを全国へ

NPO法人いびがわミズみずエコステーション(西濃地域エコライフ推進プロジェクト事務局)

NPO法人いびがわミズみずエコステーションが事務局を担当する、西濃地域エコライフ推進プロジェクトを紹介します。

西濃地域2市9町(人口・390,000人)のNPOが主体となり、実行委員会を組織して、平成19年11月からスタートしています。

協力店舗に、マイバッグ・マイ箸を持参するか、レジ 袋や割り箸を断った場合、または、過剰包装を辞退した場 合に専用のポイントカードに1ポイントを付与しています。

また、実行委員会に加盟する団体や企業が行う、環境行動(クリーン作戦や環境講演会など)に参加をした場合にも1ポイントを付与しています。

100ポイント貯まると、西濃地域での植樹に参加して



植樹風景

いただくか、花の種(10袋)、 天然石けん(5個)、箸袋(1 個)、竹炭消臭剤(1個)のい ずれかとの交換をするシス テムを構築しました。

現在は、795店舗、81団体で、運用しています。

本年1月には全国で初めて、お惣菜バイキング・マイパック持参制度の実証実験をフードセンタートミダヤとの協働で実施しました。

ラ後は、マイハック制度の確立とペットボトルキャップの循環システム構築、化粧品ビンのリユース制度の構築をしていきたいと考えています。

こうしたプロジェクトは、

中日新聞の記事

NPO・行政・企業・市民の協働なくてはできないことを 実感しています。この"西濃モデル"を全国に向け広げて いきたいと思います。

お問い合わせ: 0585-22-1732

地域、NGO、企業で取り組む「共生」の道 NPO法人自川郷自然共生フォーラム

地球を取り巻くさまざまな環境問題や課題に取り組むため、地元岐阜県白川村の方々と全国規模の環境NGO・NPO関係者、そして企業(トヨタ自動車)が手を結び発足した我が国では珍しい組織形態のNPO法人です。

それぞれの強みを生かし「Think Globally Act Locally」という精神で、環境教育の普及や啓発、白川郷の文化の維持、白山麓の豊かな自然環境の保全に貢献していくことを目的とし平成16年に設立いたしました。



主たる活動は、環境 教育施設「トヨタ白川 郷自然學校」の運営で す。子供から大人まで 多くの方々に自然体験 の場を提供しています。 また、自然學校の運営 を通して地域の環境保 全や環境NPOの交流 の場づくりなどを行っ ています。

環境保全活動としては例えば、かつての里山風景を作り出すことがツキノワグマとの共生を実現する一つの手段になりうるのではないかと仮説を立てて、その実証に取り組みはじめました。白川郷の里山風景として不可欠

なカヤ場(合掌家屋の 屋根の材料となるスス キ野原)の復元などを 計画しています。その 他、白川村の古道を復 元する作業にも取り組 んでいます。

環境NPOの交流の 場づくりとしては、環 境教育ミーティング中 部の事務局の支援や

環白山保護利用管理協会の運営協力、東海インタープリターネットワークの運営協力、ひだの未来の森づくりネットワークの事務局支援などを行っています。さらに白川村の子供たちを対象に、自然体験を目的とした「里山遊び塾」を毎年10回ほど開催しています。また昨年度からは、中国、韓国、台湾など近隣諸国の環境保護団体とも連携し、アジア全体で環境保全活動に取り組むための交流も始めました。

白川郷で活動をはじめて5年。歴史ある村の中ではまだまだ新参者です。コツコツと歩みを止めることなく、共生の道を進みたいと考えています。

お問い合わせ: 05769-6-1185





頸城山系におけるライチョウの保護について

妙高高原自然保護官事務所 佐藤 直人

妙高高原は、上信越高原国立公園の北部に位置し、 日本百名山の妙高山、火打山、雨飾山などをはじめと して、日本の滝百選の苗名滝や惣滝、日本の紅葉百選 の笹ヶ峰高原など、多種多様な自然を有しています。 また、国内有数の豪雪地帯としても有名で、冬場は大 勢のスキー客で賑わうとともに、一年を通して大勢の 温泉客が訪れます。



天狗の庭からの火打山(左手奥は焼山)

さらに、頸城山系 の中心に位置する火 打山、焼山付近には、 日本最北限のライチ ョウ個体群が生息し ています。ライチョ ウは、生息個体数が 全国で2000羽を下 回っていると推定さ れており、環境省レ

ッドリスト(2006)において絶滅危惧 || 類に掲載され るなど、近い将来の絶滅が危惧されています。その中 でも、頸城山系の個体群は、その個体数が20~30羽 と非常に小規模であることから、特に絶滅のおそれが 指摘されている個体群となっています。

そこで、環境省では、 今年度から、頸城山系ラ イチョウ個体群の生態 把握を目的として、生息 状況及び生息環境につ いての調査を開始しま した。これまで不明な部 分が多かった本地域の ライチョウ個体群の生 態を把握することによ り、個体群の保護対策を 効果的に進めていきた いと考えています。



ライチョウの親子(火打山)

また、環境省以外の機関においても、頸城山系ライ チョウ個体群の保護に向けて様々な取り組みが進めら れています。林野庁では、昨年度、頸城山系の山頂付 近をライチョウ保護林に指定し、地元の国際自然環境 アウトドア専門学校では、北アルプスなど他地域との 交流の可能性について調査を開始しています。

環境省としては、これらの機関と連携協力しながら、 今後ともライチョウの保護に努めていきたいと考えて います。

Focus

「食品残念のリサイクルから地域循環圏を 考えるシンポジウム」を開催しました

中部地方環境事務所は、地域の特性や循環資源の 性質に応じて最適な規模の循環を形成する「地域循 環圏」づくりを進めるための施策を展開しています。

この一環として、 3月24日に名古屋 市でシンポジウムを 開催しました。この シンポジウムでは、 食品残さの地域循環 圏づくりのための講 演や先進事例の紹介 に引き続き、パネル 討論会を実施しまし



た。討論会では、小売業者、農業者団体、たい肥化 事業者及び消費者のそれぞれの立場から、食品残さ のリサイクルについての取り組み状況が報告され、現 在抱えている課題や今後の取り組みの方向性につい て議論されました。

また、討論会の最後には、今後、この問題を考える 協議会を設置し、より深く検討していくこととしました。

不能投資資源をめざしてII 「全国ごみ不成果無関ウィーク」の取り組み

環境省では、不法投棄を発生させない環境づくり を更に強化するため、5月30日から6月5日までの一 週間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、 国、自治体、市民などが連携した監視活動や啓発活 動を実施しています。

中部地方においては、愛知県及び名古屋市が 実施する「あいち・なごやクリーンアクション for COP10」とタイアップした三の丸庁舎周辺合同クリ ーンアップ活動を中部地方不法投棄対策連絡会(事 務局:中部地方環境事務所)として実施したほか、藤 前干潟「春のクリーン大作戦」、ヘリコプターによる スカイパトロール、廃棄物収集運搬車両の路上検査、 不法投棄監視通報システム(監視カメラ)の設置、不

法投棄防止を呼び かける看板やポスタ ーの設置、PRグッズ (うちわ)の配布な ど、様々な監視や啓 発活動を集中的に実 施しました。



三の丸庁舎周辺合同クリーンアップ 活動の様子

中部地方環境事務所からのお知らせ

地球温暖化対策推進法が改正されました

~温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について~

昨年6月に地球温暖化対策推進法が改正されたことにより、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、 平成21年度排出量(平成22年度に報告)から新しい算定・報告方法になります。

今回の主な改正点としては

- ①対象範囲が拡大され、事業所単位の報告から事業 者・フランチャイズチェーン単位での報告
- ②他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素 排出量の算定方法の変更
- ③調整後温室効果ガス排出量の報告規定の創設 があります。

事業者の皆さまの適切な算定・報告の実施をお願いいたします。

(参考)改正地球温暖化対策推進法の説明会資料

http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/breif0903_mat.pdf

「SUSTAINABLE BOOK 〜未来を創るための本〜」を作成しました

地球温暖化や生物多様性の減少などの様々な環境問題を解決するためには、「持続可能な開発=将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくり」が行われることが必要です。

そのためには、私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で、環境との関係性の中で生きていることを認識し、そのために行動すること(=「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for sustainable development))が求められています。

その普及をより一層図るため、日常生活で、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを

認識し、行動することを呼びかける小冊子「SUSTAINABLE BOOK~未来を創るための本~」を作成しました。

希望者に配布しておりますので、詳しくは中部地方環境事務 所環境対策課までお問い合わせ ください。



藤前干潟の観察会風景 〈撮影:房村 拓矢〉

名古屋市にある藤前干潟です。干潮になると大きな泥の平 原が広がり、中で観察会を行うことができます。

泥の中にはカニやゴカイなどの生き物がたくさん生息しており、その生き物を食べるために多くの鳥がやってきます。大都市名古屋の藤前干潟は多くの命を育む素晴らしい場所です。

EVENT CALENDAR

平成21年6月~8月

※中部地方環境事務所 ☎052-955-2130 http://chubu.env.go.jp/

●トークイベント「中部地方の地域環境力を創る」

6月26日(金):名古屋大学IB電子情報館(名古屋市千種区)

●環境教育リーダー研修

8月26日(水)~28日(金):愛知県青年の家(岡崎市)

少夕士目	白秋伊蓬白	重级品	MADE 2	-389 - 2877
7 1 1 1 1 1 1 1 1	日然休暖日	事 小为 厂 儿	1 052-	309-2011

●潮だまり観察会	7月26日(日)
●干潟観察会	8月6日(木)
●干潟観察会	8月20日(木)

* 横山ビジターセンター ☎0599-44-0567 http://www.yokoyama-vc.jp/

6月21日(日)
6月27日(土)
7月18日(土)
7月19日(日)
7月20日(祝)
8月1日(土)
8月16日(日)
8月20日(木)

※EPO中部 ☎052-218-8605 http://www.epo-chubu.jp/

●ユニー (株)提供エコロお店探検隊インタープリター養成講座6月27日(土) 「現場に行こう」ユニー・アピタ店舗ほか7月18日(土)

「子供たちと遊ぼう&学ぼう」ユニー・アピタ店舗ほか

編集後記

中部地方環境事務所では、このたび今年度の「重点施策」を取りまとめ公表しました。その1番目の柱には「『生物多様性』を中部地方に広げていきます」を挙げています。

来年10月に愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されますが、まだまだ皆さんに「生物多様性」を知っていただいていないのが現状だと感じています。このため、開催の地元だけではなく中部地方全体に「生物多様性」を浸透させていこうと、今号からCOP10に向けて毎号、「生物多様性」に関して詳しくお伝えすることとしました。「こういうテーマを取り上げてほしい」といったご意見がございましたら、是非お寄せください。

長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

URL http://chubu.env.go.jp/nagano/

TEL 026-231-6570 FAX 026-235-1226



長野自然環境事務所

〒380-0846

中部地方において様々な「環境」の活動に取り組んでいる方々が、この広報誌を通して「環」(わ)のようにつながって、その「環」が広がっていってほしいという願いを込めて命名しました。

発行:環境省

中部地方環境事務所

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

TEL 052-955-2130 FAX 052-951-8889

URL http://chubu.env.go.jp/

中部地方環境事務所では、「環境省ちゅうぶ環境メールマガジン」を発行しています。配信をご希望の方は、中部地方環境事務所ホームページをご覧ください。

平成21年6月発行

